

- 01 一般工業用
圧力調整器
- 02 分析機用・半導体用
圧力調整器
- 03 ガス供給ユニット・
集合装置
- 04 ガス供給ユニット・
集合装置関連機器
- 05 その他装置
- 06 液化ガス蒸発器
- 07 自動切替
減圧弁・装置
- 08 高圧ガス用継手

09
溶
断
器
・
ア
ク
セ
サ
リ
ー

- 10 計 器
- 11 参考資料・データ

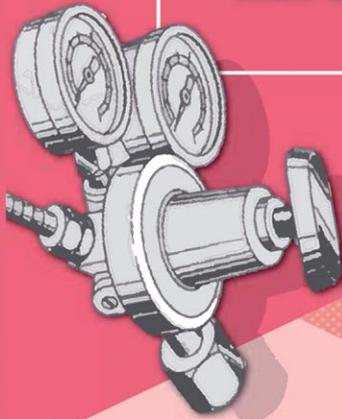
新JIS規格対応品について
溶断作業図
メーカー定期点検案内
溶断機器再検査のお願い

溶断用調整器		
乾式安全器内蔵調整器	圧力調整器	
プロパン用調整器		
プロパン用大流量調整器		
配管用調整器		
溶接用ガス節約器		
ノーヒーター調整器		
アルゴン用調整器		
溶接器		溶断器・加熱器
切断器		
加熱器		
吹管の機種・火口におけるガスの消費量		
吹管の各部名称		
火口		
乾式安全器		
自主点検工具セット		
携帯用溶断器セット		
緊急防災工具		
カブラジョイント(OKコック)	アクセサリ	
ガスホース(OKホース)		
吸入バルブ		
二叉バルブ		
容器アダプター		
一本継手		
安全ホルダー		
ケーブルジョイント		
開閉ハンドル		
保護面用ガラス		
アセ枠		
ゲーシガード		

7年での 5年での メーカー定期点検

7年

圧力調整器



5年

ガス切断器
ガス溶接器・加熱器



平成29年6月、
労働安全衛生総合研究所技術指針 (JNIOOSH-TR-48:2017) により、
製造年月から一定期間を超えるガス溶断器^{注)}は、
メーカーまたはメーカーが指定する事業所(者)による
定期点検が推奨されました。 注) ガス溶断用切断器, 溶接器, 加熱器及び圧力調整器

3年

乾式安全器内蔵圧力調整器
のメーカー定期点検は3年
になります。



一般社団法人 日本溶接協会

溶断機器再検査のお願い

圧力調整器について、製造年月7年を超えるものは、メーカー又は、メーカーが指定する事務所(者)による再検査が必要となりました。未使用で長期保存されたものも同様です。

吹管について、製造年月5年を超えるものは、メーカー又は、メーカーが指定する事務所(者)による再検査が必要となりました。未使用で長期保存されたものも同様です。

労働安全衛生総合研究所技術指針より(JINOSH-TR-No.48:2017)

点検には多少のお時間をいただきますので、その間の代替品が必要となります。

点検の頻度

器具	日常点検	定期点検 (自主点検)	定期点検 (メーカーによる検査)
ガス容器	1日に1回	なし	5年あるいは2年(※)
圧力調整器	1日に1回	1年に1回以上	7年
配管	1日に1回	1年に1回以上	なし
ゴムホース	1日に1回	1ヶ月に1回以上	なし
吹管	1日に1回	1ヶ月に1回以上	5年
乾式安全器	1日に1回	1年に1回以上	3年
水封式安全器	1日に1回	1年に1回以上	点検を推奨する。

※法定検査である。

- 一般工業用圧力調整器 01
- 分析機用・半導体用圧力調整器 02
- ガス供給ユニット・集合装置 03
- ガス供給ユニット・集合装置関連機器 04
- その他装置 05
- 液化ガス蒸発器 06
- 自動切替減圧弁・装置 07
- 高圧ガス用継手 08

09 ア ク セ 断 サ リ ー

- 計器 10
- 参考資料・データ 11

新JIS規格対応品について
溶断作業用
メーカー定期点検案内
溶断機器再検査のお願い

- 溶断用調整器
- 乾式安全器内蔵調整器
- プロパン用調整器
- プロパン用大流量調整器
- 配管用調整器
- 溶接用ガス節約器
- ヒーター付調整器
- ノーヒーター調整器
- アルゴン用調整器
- 溶接器
- 切断器
- 加熱器
- 吹管の機種・火口におけるガスの消費量
- 吹管の各部名称
- 火口
- 乾式安全器
- 自主点検工具セット
- 携帯用溶断器セット
- 緊急防災工具
- カブラジョイント(OKコック)
- ガスホース(OKホース)
- 吸入バルブ
- ニ又バルブ
- 容器アダプター
- 一本継手
- 安全ホルダー
- ケーブルジョイント
- 開閉ハンドル
- 保護面用ガラス
- アセ辞
- ゲージガード